

公告

公告 第2502号 平成31年度における任意継続被保険者の標準報酬月額上限の公告

健康保険法第47条の規定により、当健康保険組合の任意継続被保険者に適用する平成31年4月1日から翌年3月31日までの標準報酬月額上限は、次のとおり決定いたしましたので、公告いたします。

標準報酬月額	標準報酬日額
340,000円	11,330円

公告 第2503号 平成31年度保険料率について

当健康保険組合の平成31年3月1日から翌年2月29日までの各種保険料率については、次のとおり決定いたしましたので公告いたします。

1. 健康保険料率 101%

事業主負担割合：66% 被保険者負担割合：35%
(内訳：基本保険料率 57.76、特定保険料率 42.07、調整保険料率 1.17)

2. 介護保険料率 17.16%

事業主負担割合：8.58% 被保険者負担割合：8.58%

※%とは1000分の1を1とする単位のことです

公告 第2504号 組合規約の変更

●規約第4条(別表)中、次の事業所の所在地を変更する。

事業所名	所在地	変更年月日	摘要
日通札幌流通サービス株式会社	北海道札幌市白石区	平成30年10月13日	北海道札幌市中央区より移転
全日通労働組合京都支部	京都府京都市下京区	平成30年11月12日	京都府京都市中京区より移転

公告 第2505号 組合規程の新設・廃止・変更

- 「理事・議員弔事見舞金等支給規程」の新設
(理由) 理事・議員の弔事における香典・供花の支出根拠がないため。
- 「健康管理センター規程」の廃止
(理由) 当該センターが単独且つ独立した組織となり事務分掌規程において規定したため。
- 諸規程の変更
 - 「会計事務取扱規程」
(理由) 電子計算機組織を利用した経理処理、営繕、契約書の作成に係る規定が欠落しているため。
 - 「財産管理規程」
(理由) 現在準資産の概念がないことから当該規定を削除、また重要財産の処分に係る規定に不備があり変更する。
 - 「役員及び議員旅費規程」
(理由) 食事料800円支給と定めるも支給実態がないことから、当該項目を削除する。
 - 「直営保養所の利用」
(理由) 研修室の利用料を明記、消費税改定を見据え料金表示を内税から外税に変更、外部利用者から共同利用者(健康保険組合連合会加入者)を外す。
 - 「契約保養所利用規程」
(理由) 任意継続被保険者の保養所利用申込書の提出先を明記する。
 - 「事務分掌規程」
(理由) 保健グループと健康管理センターの職務分担・責任の明確化を図る。
- 規程の新設・廃止・変更施行時期
平成31年3月1日

今年度の事業主との協働について

2019年度の衛生管理方針の特別強化項目が日本通運(株)にて策定されました。その中で、日通健保は事業主と連携して、特に下記の内容について取り組んでまいりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。

- 定期健康診断における検診項目の拡充および人間ドックの拡充検討
- ICTを活用した健康情報等の提供(みんなの健康ナビの有効活用等)
- 特定保健指導該当率低減に向けた保健指導の強化
- 血圧・脂質・血糖有所見者の20%以上減少に向けた対策の策定と実施
- コラボヘルスの推進



2019年
5月から

はり・きゅう、あんま・マッサージの支払いが「償還払い」に変わります

はり・きゅう、あんま・マッサージの支払いに健康保険を使用する場合、5月1日以降は、費用の全額を窓口で一旦支払い、後日、健保組合負担分を請求していただくこととなります。

国の方針により「代理受領」が廃止されたことに伴い、当健保組合では、療養費の適正化を図るため、「償還払い」を採用することとしました。ご理解をお願いいたします。